

○宮田村福祉医療費特別給付金給付規則

平成20年3月12日

規則第17号

改正 平成21年6月19日規則第8号

平成22年3月17日規則第5号

平成25年3月19日規則第5号

平成29年3月17日規則第6号

平成29年9月21日規則第15号

宮田村福祉医療費特別給付金給付規則（昭和53年宮田村規則第8号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規則は、宮田村福祉医療費特別給付金条例（昭和49年宮田村条例第35号。以下「特別給付金条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（受給者証）

第2条 特別給付金条例第4条の規定により、特別給付金の受給資格を取得しようとする者は、福祉医療費特別給付金受給資格者証交付申請書に次により当該事実を明らかにした書類を添付し、村長に提出するものとする。

区分	添付書類
障がい者	特別児童扶養手当法第2条第1項に規定する児童であることを証する書類 身体障害者障害程度等級表に定めた3級以上に該当する者であることを証する書類 身体障害者調書 療育手帳の交付を受けた者のうち障害程度がB1までに該当することを証する書類 国民年金法別表の障害程度1級以上（65歳以上の者は2級以上）に該当する者であることを証する書類 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が1級に該当することを証する書類 精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者で障

	<p>害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条の認定を受けた者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に該当することを証する書類</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年2月16日付け26保疾第997号健康福祉部長通知）及び長野県特定疾病医療費助成事業実施要綱（平成26年12月24日付け26保疾第887号健康福祉部長通知）の規定により長野県がその医療に必要な費用を負担する者であることを証する書類</p>
母子父子家庭等	母子家庭の母子調書、父子家庭の父子調書又は寡婦等調書

2 村長は、前項の規定による申請に基づき受給資格の有無を決定し、受給資格のある者（以下「受給資格者」という。）に受給資格者証を交付するものとする。

（受給者負担額）

第3条 条例第6条第7号に規定する診療報酬明細書等ごとの額は、条例第8条第4項に規定する場合を除き500円とし、500円に満たないときは、その額とする。

（特別給付金の申請）

第4条 特別給付金条例第8条に基づく特別給付金の申請は、福祉医療費特別給付金支給申請書に診療を受けた機関の証明書又は領収書を添えて、村長に提出するものとする。

2 前項による申請は、給付事由の生じた月から1年以内に行うものとする。

（届出の義務）

第5条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、直ちに福祉医療費特別給付金受給資格者変更届に受給資格者証を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1） 特別給付金条例第5条の規定に基づき、受給資格を喪失したとき。
- （2） 宮田村の区域内において住所を変更したとき。
- （3） 加入する健康保険等に変更があったとき。
- （4） 氏名を変更したとき。

（給付台帳）

第6条 福祉医療費特別給付金の受給者及び特別給付金の支給の状況を明らかにするため、

村長は、福祉医療費特別給付金受給者台帳を備えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月19日規則第8号）

この規則は、平成21年10月1日から適用し、同日以降に支給理由の生じた特別給付金から適用する。なお、この規則施行前に支給理由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月17日規則第5号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級の者で障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の認定を受けた者に係る障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に該当する特別給付金は、平成22年8月1日から施行する。なお、この規則施行前に支給理由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮田村福祉医療費特別給付金給付規則の規定は、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成29年9月21日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宮田村福祉医療費特別給付金給付規則の規定は、平成30年8月1日から適用する。